

第1部 計画策定の基本的事項

第1章 計画概要

第1節 計画策定の趣旨

本市では、ごみの発生量の増加に対応するため、収集や処理において様々な改善や取り組みを行ってきました。また、国の政策である環境各法の整備や改正に伴い、分別収集の細分化や施設の再整備等を推進し、市民や事業者の協力を得てごみ処理を行っています。

一方、生活排水に関しても、施設の適正化や整備を行い、安定した処理を行っています。

一般廃棄物処理基本計画には、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画が含まれています。これまで本市では、一般廃棄物処理基本計画を平成9年度に制定し、平成14年度と平成21年度に改訂しました。その後、生活排水処理基本計画については平成27年度に改訂しましたが、ごみ処理基本計画については前回の改訂から8年を経過する間に、小型家電リサイクル制度の実施や災害廃棄物処理計画を含む地域防災計画が策定されたことを踏まえ、見直しを行うものです。

本計画は、本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の動向、一般廃棄物の発生の見込みや市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備等について検討するとともに、それを実現するための現実的・具体的な施策を総合的に検討していきます。

本計画では、基本計画を達成するための方策を掲げ、市民、事業者、行政の3者の連携・協力をもって目標達成を図ることを目的とします。

第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項の規定により市町村が定め、おおむね5年ごとに改訂します。

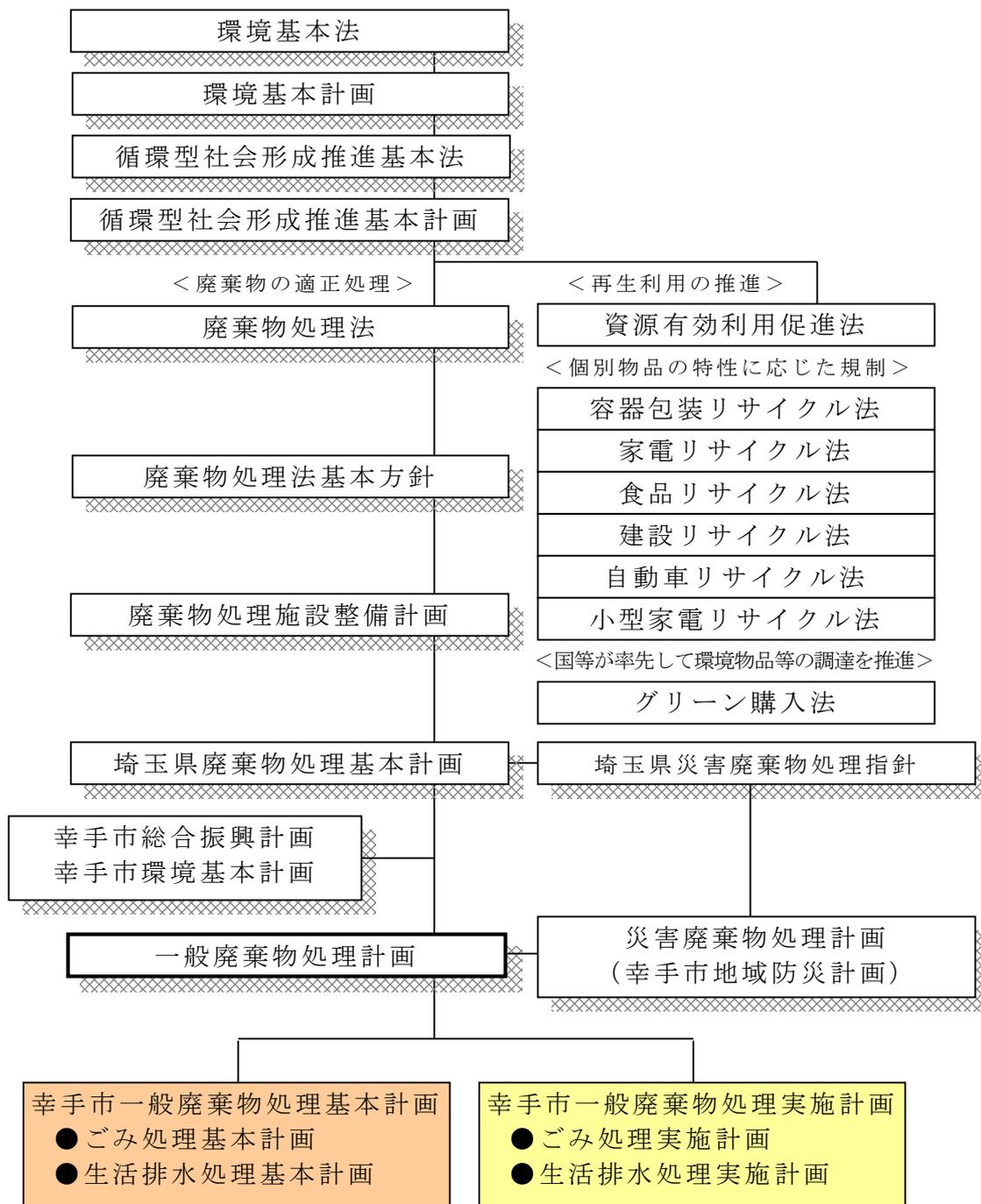


図 1-1-1 計画の位置付け

第2章 幸手市の概況

第1節 地域の概況

本市は、埼玉県の北東部にあり、東経139度43分、北緯36度4分、都心50km圏内に位置しています。面積は33.93km²、市域は東西8.8km、南北7.6kmです。

本市の東を江戸川が南下し、対岸は千葉県野田市に接しています。また、北部は中川及び権現堂川を境にして久喜市、茨城県五霞町に、西部は久喜市、南部は杉戸町に接しています。

市内には国道4号及び同バイパスが縦断しています。高速道路では、東北自動車道久喜インターチェンジまで約7kmの距離にあり、首都圏中央連絡自動車道が中央部を横断し、平成27年3月には大字平須賀地区に幸手インターチェンジが開設されました。

鉄道では、東武日光線幸手駅があり、杉戸町の杉戸高野台駅も市域に接近しています。また、幸手駅から都内北千住駅までは45分の通勤圏です。

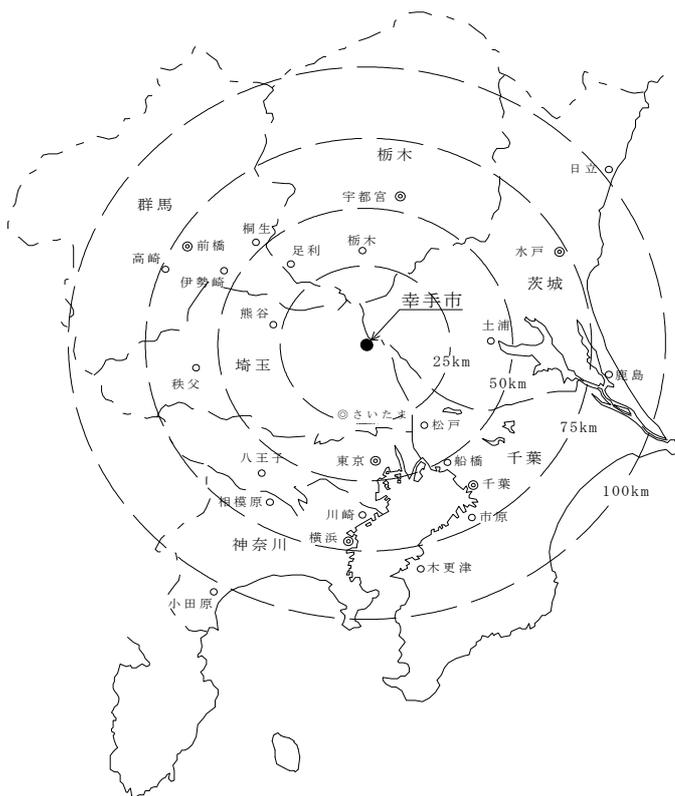


図 1-2-1 位置図

第2節 人口動態

1 人口の推移

本市の総人口の推移は、次のとおりです（各年10月1日現在）。

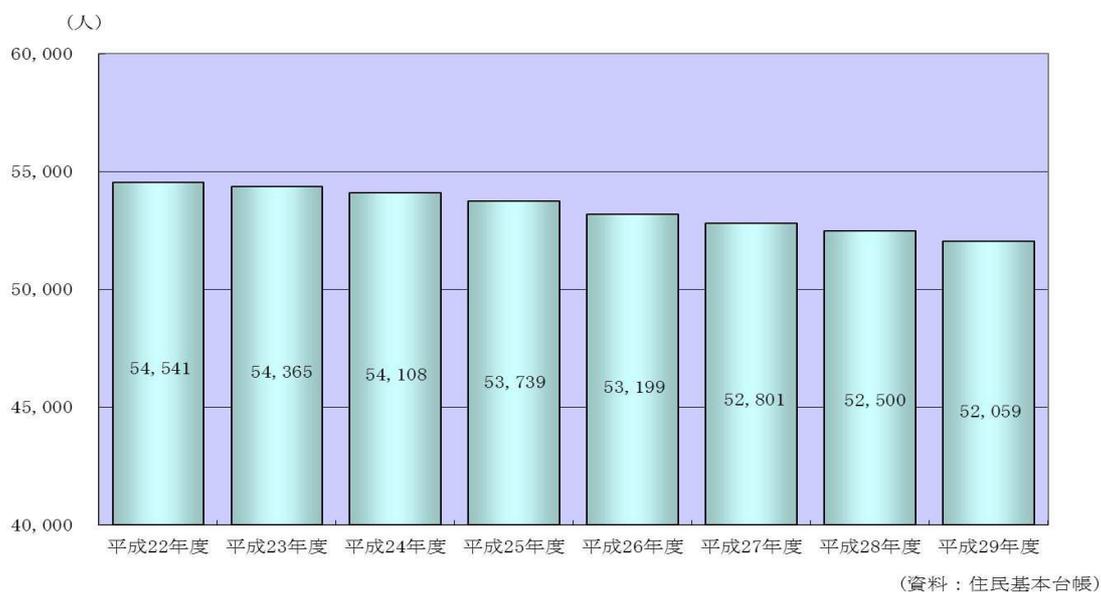


図 1-2-2 人口実績

2 年齢別・性別の構造

5歳階級男女別人口比率は、次のとおりです（平成29年10月1日現在）。

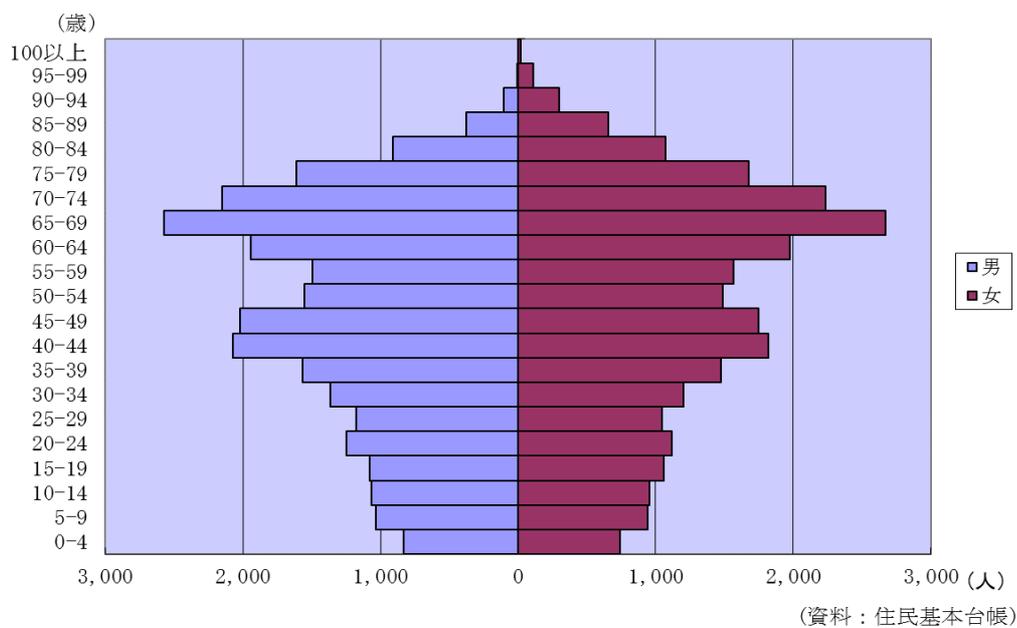


図 1-2-3 5歳階級男女別人口比率

3 将来の人口推計

将来の総人口推計は、「幸手市人口ビジョン」に基づき、平成44年において「46,091人」の将来人口を採用し、推計します。

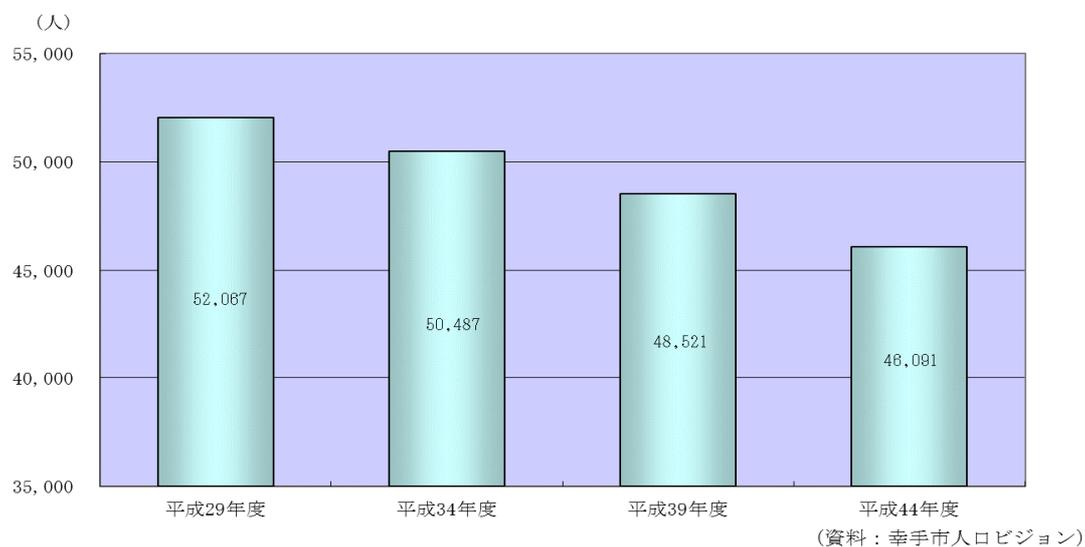


図 1-2-4 人口推計

第3節 産業の動向

本市の事業所数及び従業員数の推移は、次のとおりです。ここ5年間、事業所数は減少傾向ですが、従業員数は増減が見られます。

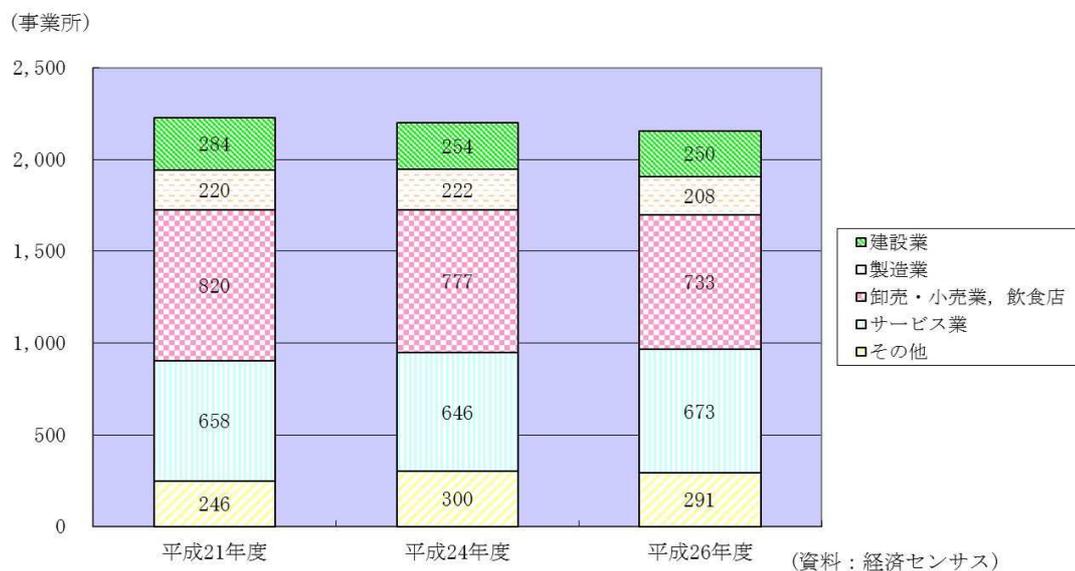


図 1-2-5 事業所数

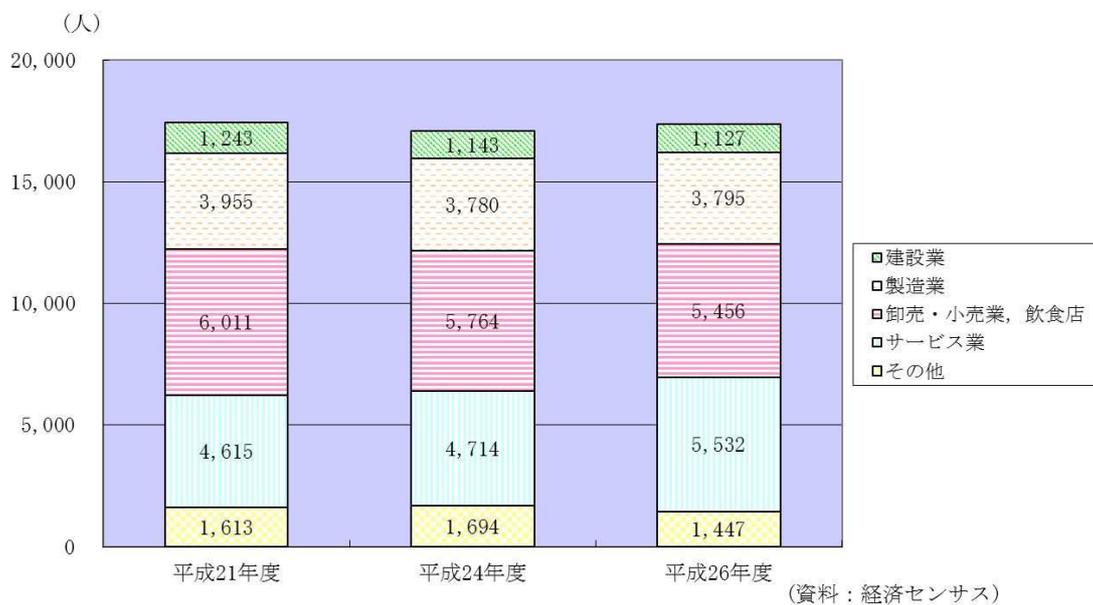


図 1-2-6 従業員数